

○文化庁告示第二号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項第一号（同法第三百三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、権利者情報を取得するための措置を次のように定める。

令和八年二月二十日

文化庁長官 都倉 俊一

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第六十七条第一項第一号（法第三百三条において準用する場合を含む。）の文化庁長官が定める措置は、次に掲げる全ての措置とする。

一 広く権利者情報を掲載していると認められる資料として、次に掲げるもののうち、いずれか適切なものを閲覧すること。

イ 著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿又はこれに準ずるもの

ロ 広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイト

ハ 過去に行われた法第六十七条第一項（法第三百三条において準用する場合を含む。以下同じ。

）の裁定（以下「裁定」という。）に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送について裁定を受けようとする場合にあつては、文化庁のウェブサイトに掲載されたこれらの著作物、実演、レコード、放送又は有線放送に関するデータベース

二 著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として次のイ及びロに掲げるもの（過去に行われた裁定に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送について裁定を受けようとする場合にあっては、次のイ及びロに掲げるもの又は文化庁長官）に対し照会すること。

イ 著作権等管理事業者その他の著作権又は著作隣接権の管理を業として行う者であつて、裁定の申請に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送と同じ種類の著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（ロにおいて「同種著作物等」という。）を取り扱うもの

ロ 同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする団体

三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること又は公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトにて七日以上の期間継続して掲載することにより、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること。

## 附 則

- 1 この告示は、著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十三号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。
- 2 平成二十一年文化庁告示第二十六号は、令和八年三月三十一日をもって廃止する。